

# IR推進本部の接触ルール（案）（概要）

## 第1条（目的）

- IR推進本部は、IR整備法の施行状況について検討を加える等の立場にあることから、厳格な接触ルールを定め、公正性・透明性の確保を徹底する。

## 第2条（定義）

- 「本部員等」、「事務局員等」、「IR事業者等」、「面談」などについて定義。

※「面談」：儀礼的な挨拶にとどまらず、本部の所掌事務に関する具体的な話題に及ぶもの

## 第3条（本部員等が行う面談）

- 本部員等は、あらかじめ、面談に該当するかどうかについて確認し、該当するときは、面談に部下の職員を同席させる。

## 第4条（事務局員等が行う面談）

- 事務局員等が行う面談は、複数の事務局員等により対応することとし、事前事後に上司に報告する。

## 第5条（面談における留意事項）

- 面談は、原則として、庁舎内において行う。施設の視察等を行う必要がある場合は、この限りでない。
- 特定のIR事業者等を優遇しているとの疑念を生じないよう留意するとともに、特定のIR事業者等に不当に有利又は不利にならないように、情報提供は、公平・公正に行う。

## 第6条（面談の記録の作成及び公表）

- 面談を行ったときは、面談の記録を作成し、区域認定日より10年後まで保存する。
- 面談の記録は、情報公開法の規定に従い、不開示情報を除いて開示される。

## 第7条（面談以外の接触における留意事項）

- 電話、メール又はFAXのやり取りは、日程調整等の事務連絡等にとどめ、事務局員等は、そのやり取りを上司に報告する。

## 第8条（適用期間）

- このルールは、基本方針の決定日から適用する。  
(基本方針とあわせてIR推進本部において決定)